

令和4年大船渡市議会第4回定例会

議案第1号～第5号説明要旨

大 船 渡 市

議案第1号(大船渡市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

条 項	要 旨
第1条	文言を整理するものである。
第3条	職員の定年を、一部の医療職を除き、65歳とすることを定めるものである。
第4条	定年退職日において管理監督職を占めている職員の定年退職日の翌日以後の勤務の延長は、異動等を伴わない同一管理監督職での勤務の延長に限ること等を定めるものである。
第6条	管理監督職勤務上限年齢制の対象となる職を、一部の医療職を除き、管理職手当が支給される職とすることを定めるものである。
第7条	管理監督職勤務上限年齢を、60歳とすることを定めるものである。
第8条	管理監督職勤務上限年齢制による他の職への降任等の実施に当たり、任命権者が遵守すべき基準を定めるものである。
第9条	他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員の同一管理監督職としての勤務の延長、職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職で構成される特定管理監督職群内での異動等、管理監督職勤務上限年齢制の特例を定めるものである。
第10条	管理監督職勤務上限年齢制の特例により異動期間を延長する場合及び他の管理監督職に降任等をする場合、任命権者はあらかじめ職員の同意を要することを定めるものである。
第11条	管理監督職勤務上限年齢制の特例により異動期間を延長した場合に、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、任命権者は管理監督職勤務上限年齢制の原則どおりに他の職への降任等を実施することを定めるものである。
第12条	60歳以後に退職した職員を、定年前再任用短時間勤務職員として採用することができること等を定めるものである。
第13条	条例の実施に関し必要な事項は、規則で定めることとするものである。
附則第4項	令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間に、職員の定年を段階的に引き上げることを定めるものである。
附則第5項	任命権者が翌年度60歳に達する職員に対し、60歳以後に適用される任用及び給与に関する措置等必要な情報を提供し、60歳に達した日の翌日以後の勤務の意思確認に努めることを定めるものである。

2 附則

条 項	要 旨
第1条	この条例の施行期日を令和5年4月1日とし、ただし、附則第9条の規定は、公布の日から施行するものである。
第2条	この条例の施行日前に勤務延長をし、勤務延長期限が施行日以後に到来する職員の更なる勤務延長、定年の段階的引上げ期間中に勤務延長している職員について、定年引上げ日前に同日における定年に達している場合は異動を制限すること等を定めるものである。
第3条	定年の段階的引上げ期間中に定年退職した者等を、65歳に達する年度までの間で任期を定め、常時勤務を要する職に暫定的に再任用することができること等を定めるものである。
第4条	定年の段階的引上げ期間中に定年退職した者等を、65歳に達する年度までの間で任期を定め、短時間勤務の職に暫定的に再任用することができること等を定めるものである。
第5条	この条例の施行日以後に新たに設置された職等を施行日前日に設置されていたものとして定年を設定し、暫定再任用職員を任期の定めのない職員とすることを禁じた経過措置を適用することを定めるものである。
第6条	この条例の施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職等を施行日前日に設置されていたものとして定年を設定し、暫定再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員と同様に短時間勤務の職に任用できる経過措置を適用することを定めるものである。
第7条	定年の段階的引上げ期間中、新たに設置された職等を定年引上げ日前に設置されていたものとして定年を設定し、退職者の暫定再任用に当たり、一旦定年に達した者を定年引上げ後も定年に達したものとみなす経過措置を適用することを定めるものである。
第8条	定年の段階的引上げ期間中、定年引上げ日前に同日における定年に達している場合、定年引上げ後一時的に定年前の年齢になっても、定年前再任用短時間勤務職員として任用することができないことを定めるものである。
第9条	令和5年度中に60歳に達する職員に対し、令和4年度中に60歳以後に適用される任用及び給与に関する措置等必要な情報を提供し、60歳に達した日の翌日以後の勤務の意思確認に努めることを定めるものである。

議案第2号(大船渡市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

第1条 (大船渡市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

条 項	要 旨
第5条	60歳に達した年度の次年度以後の昇給は、昇給日前1年間の全部を職員が良好な成績よりも優れた成績で勤務した場合に限り行うこと、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額の算出方法等を定めるものである。
第5条の2	職員の定年引上げに伴い不要となる、現行の再任用短時間勤務職員の給料月額の算出方法に係る規定を削ること等を定めるものである。
第8条	育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の給料の調整額の算出方法等を定めるものである。
第10条の2	再任用短時間勤務職員に適用していた通勤手当に係る規定を、定年前再任用短時間勤務職員に適用すること等を定めるものである。
第13条	再任用短時間勤務職員に適用していた時間外勤務手当に係る規定を、定年前再任用短時間勤務職員に適用すること等を定めるものである。
第18条	再任用短時間勤務職員に適用していた期末手当に係る規定を、定年前再任用短時間勤務職員に適用すること等を定めるものである。
第19条	再任用短時間勤務職員に適用していた勤勉手当に係る規定を、定年前再任用短時間勤務職員に適用すること等を定めるものである。
第21条	初任給、昇格、昇給等の基準に係る規定等を、定年前再任用短時間勤務職員には適用しないこと等を定めるものである。
附則第19項	当分の間、職員が60歳に達した年度の次年度以後の給料月額は、当該職員の属する職務の級及び号給に応じた額の7割とすることを定めるものである。
附則第20項	給料月額の7割措置を適用しない職員を定めるものである。
附則第21項	管理監督職勤務上限年齢制による他の職への降任等をされた職員で、給料月額が降任等の前に受けていた給料月額の7割に達しない職員に、当分の間、不足している差額相当額を給料として支給することを定めるものである。
附則第22項	前項の差額相当額と給料月額の合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合、当該最高の号給の給料月額を上限額とすることを定めるものである。

条 項	要 旨
附則第23項	7割相当給料月額に対して不足している差額相当額の支給に係る特例を定めるものである。
附則第24項	7割相当給料月額に対して不足している差額相当額の支給に係る特例を定めるものである。
附則第25項	差額相当額等を支給される職員に管理職手当の規定を適用する場合、基準となる給料月額に差額相当額等を加算することを定めるものである。
附則第26項	差額相当額等を支給される職員に期末手当及び勤勉手当の規定を適用する場合、基準となる給料月額に差額相当額等を加算することを定めるものである。
附則第27項	60歳に達した年度の次年度以降に育児短時間勤務職員等となった場合における給料の計算方法を定めるものである。
附則第28項	給料月額の7割措置に係る規定の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとするものである。
附則第29項	この条例の施行日前から勤務延長している職員に、給料月額の7割措置に係る規定を適用しないことを定めるものである。
附則第30項	単純な労務に雇用される職員の60歳に達した年度の次年度以後の給料は、給料月額の7割措置、差額相当額の支給等の規定を基準として、任命権者が定めることとするものである。
別表第1	定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、文言を整理するものである。
別表第2	医療職給料表(1)の表に、定年前再任用短時間勤務職員の職務の級ごとの基準給料月額を加えること等を定めるものである。

第2条（大船渡市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正）

条 項	要 旨
第2条	管理監督職勤務上限年齢制による他の職への降任等の処分には、当該職員への書面交付を要しないことを定めるものである。
附則第2項	当分の間、給料月額の7割措置による降給を行う場合、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うこと等を定めるものである。

第3条（大船渡市職員の懲戒の手續に関する条例の一部改正）

条 項	要 旨
第3条	減給処分を行う場合、処分の発令日に受ける給料月額等を基に算出した額が、現に受ける給料月額等を基に算出した額を超える場合、現に受ける給料月額等を基に減給額を算出することを定めるものである。

2 附則

条 項	要 旨
第1項	この条例の施行期日を令和5年4月1日とするものである。
第2項	常時勤務を要する暫定再任用職員の給料月額は、定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額を用いて決定することを定めるものである。
第3項	育児短時間勤務をする暫定再任用職員の給料月額の決定方法を定めるものである。
第4項	暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額を用いて、常時勤務を要する職員の勤務時間に対する暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間の割合に応じて決定することを定めるものである。
第5項	暫定再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなして、給料の調整額及び通勤手当の規定を適用することを定めるものである。
第6項	暫定再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなして、期末手当の規定を適用することを定めるものである。
第7項	勤勉手当の総額の算出に当たり、暫定再任用職員は定年前再任用短時間勤務職員と同一の区分とし、両者分を合算して当該区分の総額を算出することを定めるものである。
第8項	初任給、昇格、昇給等の基準に係る規定等を、暫定再任用職員には適用しないことを定めるものである。
第9項	暫定再任用職員の給与その他必要な事項は、規則で定めることとするものである。

議案第 3 号(大船渡市職員の高齢者部分休業に関する条例)説明要旨

1 本則

条 項	要 旨
第 1 条	この条例は、職員の高齢者部分休業に関し、必要な事項を定めることとするものである。
第 2 条	任命権者は、定年から 5 年を減じた年齢に達した職員が高齢者部分休業の承認の申請をした場合に、公務の運営に支障がないと認めるときは、高齢者部分休業を承認することができること等を定めるものである。
第 3 条	任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合に、公務の運営に支障がないと認めるときは、休業時間の延長を承認することができることを定めるものである。
第 4 条	高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合の、高齢者部分休業の承認の取消し等について定めるものである。
第 5 条	職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合、勤務しない時間に応じて減額した給与を支給することを定めるものである。
第 6 条	条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとするものである。

2 附則

条 項	要 旨
第 1 項	この条例の施行期日を令和 5 年 4 月 1 日とするものである。
第 2 項	定年の段階的引上げに対応するための、高齢者部分休業の承認の申請可能年齢に係る経過措置を定めるものである。

議案第4号(大船渡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

条 項	要 旨
第17条	企業職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合、勤務しない時間に応じて減額した給与を支給することを定めるものである。
第21条	初任給調整手当、扶養手当及び住居手当の規定を、定年前再任用短時間勤務職員には適用しないこと等を定めるものである。
附則第3項	当分の間、企業職員が60歳に達した年度の次年度以後の給料月額は、7割措置を適用する一般職の例を基準として、市長が定めることとするものである。
附則第4項	管理監督職勤務上限年齢制による他の職への降任等をされた職員に、当分の間、受けるべき7割相当給料月額に対して不足している差額相当額を支給する一般職の例を基準として、市長が定める方法により算出した額を給料として支給することを定めるものである。
附則第5項	7割相当給料月額に対して不足している差額相当額の支給に係る特例を定めるものである。
附則第6項	7割相当給料月額に対して不足している差額相当額の支給に係る特例を定めるものである。

2 附則

条 項	要 旨
第1項	この条例の施行期日を令和5年4月1日とするものである。
第2項	常時勤務を要する暫定再任用職員又は暫定再任用短時間勤務職員の給与に関する事項は、一般職の例によることを定めるものである。

議案第5号(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例)説明要旨

1 本則

第1条 (大船渡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

条 項	要 旨
第2条	管理監督職勤務上限年齢制の特例により任用された管理監督職を占める職員を、育児休業取得の対象外とすること等を定めるものである。
第7条	文言を整理するものである。
第9条	管理監督職勤務上限年齢制の特例により任用された管理監督職を占める職員を、育児短時間勤務の対象外とすること等を定めるものである。
第17条	文言を整理するものである。
第18条	文言を整理するものである。

第2条 (大船渡市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

条 項	要 旨
第2条	再任用短時間勤務職員に適用していた職員の1週間の勤務時間に係る規定を、定年前再任用短時間勤務職員に適用することを定めるものである。
第3条	再任用短時間勤務職員に適用していた職員の週休日及び勤務時間の割振りに係る規定を、定年前再任用短時間勤務職員に適用することを定めるものである。
第4条	再任用短時間勤務職員に適用していた特別の形態により勤務する職員の週休日に係る規定を、定年前再任用短時間勤務職員に適用することを定めるものである。
第13条	再任用短時間勤務職員に適用していた年次休暇に係る規定を、定年前再任用短時間勤務職員に適用することを定めるものである。
第19条	文言を整理するものである。

第3条 (公益的法人等への大船渡市職員の派遣に関する条例の一部改正)

条 項	要 旨
第2条	管理監督職勤務上限年齢制の特例により任用された管理監督職を占める職員を、公益的法人等への派遣の対象外とすること等を定めるものである。

第4条（大船渡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

条 項	要 旨
第3条	文言を整理するものである。

第5条（大船渡市職員の再任用に関する条例の廃止）

2 附則

条 項	要 旨
第1項	この条例の施行期日を令和5年4月1日とするものである。
第2項	暫定再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなして、職員の育児休業等に関する条例、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の規定を適用することを定めるものである。
第3項	常時勤務を要する暫定再任用職員を、公益的法人等への派遣対象とすることを定めるものである。